

警察署協議会議事概要

| | |
|------|---|
| 協議会名 | 神奈川県宮前警察署協議会 |
| 日 時 | 令和8年2月17日（火）午後2時から午後4時までの間 |
| 場 所 | 神奈川県宮前警察署 |
| 出席者 | <p>1 協議会側（計6人） 小倉敏彦（会長）、小滝廣（副会長）、笹本武彦、中島裕子、眞田 仁美、大島由希子</p> <p>2 警察署側（計9人） 署長・永田高訓、副署長・大久伸一、警務課長・大漣一哉、会計課長・高橋悟史、生活安全課長・井上昌樹、地域課長・近藤健太、刑事課長・南波尚己、交通課長・杉山裕紀、警備課長・水口 明</p> |
| 議事要旨 | <p style="text-align: center;">警察署協議会からの答申等に対する措置結果の説明</p> <p>前回諮問 「犯罪被害者支援活動について」</p> <p>1 支援要員が事件初期から、更に積極的に関わった方が良い。 警察における犯罪被害者支援として、被害者等への配慮及び情報提供、精神的被害の回復への支援、経済的負担の軽減に資する支援について取り組んでいること説明した。</p> <p>2 犯罪被害者が支援制度を利用しやすいように見直しの検討 かながわ犯罪被害者サポートステーション（県、県警、神奈川被害者支援センターが3者一体となって運営）は、所属するいずれかの期間に相談すれば、関係機関にも必要な情報の共有がなされ、速やかに必要な被害者支援の提供が受けられるワンストップシステムを構築していることを説明した。</p> <p>3 女性支援法との連携の強化（経済的な支援等） 女性支援法の施行後（令和6年4月施行）神奈川県では、「神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議」を設置し、県警察を含めた関係機関の代表者30名を集め、女性支援に必要な情報交換や検討を行っていることを説明した。</p> <p>4 被害相談を受理する警察官の対処レベルの向上 被害者支援要員を対象に春と秋の年2回、研修会を開催しており、昨年からは「トラウマインフォームドケア研修会」を開催し、受講した署員が必要性及重要性について理解を深めたことを説明した。</p> <p>※トラウマインフォームドケア 犯罪被害に遭われた被害者やその家族・遺族の抱えるトラウマの支援に携わること。</p> <p style="text-align: center;">諮問</p> <p>特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の現状と対策について</p> <p style="text-align: center;">答申</p> <p>各種広報活動の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報用チラシの文字が多いので、見やすいように改善した方が良い。 ・ 再現ショート動画を作成し、免許更新時や銀行ATM等で再生する。 ・ 発生件数等が増加しているため、車両での広報効果の検証をする。 |

- ・身近な地域名や被害額を挙げ犯罪手口等を浸透させる工夫をする。
- ・ネットバンク利用時にも注意喚起の表示を依頼する。

業務説明

令和7年9月から12月までの業務推進結果及び令和8年1月から4月までの業務推進重点について各課長が説明した。

開催状況の写真

